

防府市中小企業一般資金融資要綱

昭和50年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、防府市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第6号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の事業経営に必要な資金を融資することにより経営基盤の安定を図り、もって本市産業の振興発展に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第2条 融資の対象となる者は、次の要件を備える者でなければならない。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、引き続き6か月以上事業を営んでいる者
- (2) 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められる者
- (3) 市税等を完納している者
- (4) 山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種を営む者

(融資金の使途)

第3条 融資金の使途は、次のとおりとする。

運転資金及び設備資金

(融資条件)

第4条 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額

- イ 運転資金の場合 1企業1,500万円
- ロ 設備資金の場合 1企業1,500万円
- ハ 運転資金と設備資金併用の場合 1企業1,500万円

ただし、特定設備資金（土地、建物の取得、申込人所有建物の新增改築）の場合 1企業1,500万円

(2) 融資利率

- イ 責任共有制度対象の場合
償還期間5年以内 年1.9% 償還期間5年超 年2.0%
- ロ 責任共有制度対象外の場合

償還期間 5 年以内 年 1. 7 % 償還期間 5 年超 年 1. 8 %

(3) 保証料率 保証協会所定の率とする

(4) 償還期間

イ 運転資金 7 年以内

ロ 設備資金 10 年以内

ハ 特定設備資金 10 年以内

(5) 返済方法

イ 月賦償還を原則とする。

ロ 運転資金は、12 か月以内の据置期間を置くことができる。

ハ 設備資金は、24 か月以内の据置期間を置くことができる。

ニ 特定設備資金は、24 か月以内の据置期間を置くことができる。

(6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、保証料率の上乗せによる経営者保証の代替手法を活用する場合、連帯保証人は不要とする。

(7) 担保

原則として徴しない。ただし、特定設備資金の融資の場合は原則として徴収する。

(8) 融資方法

イ 償還期限 1 年未満手形貸付け

ロ 償還期限 1 年以上証書貸付け

(9) 指定金融機関

イ 東山口信用金庫本店及び防府市内各支店

ロ 山口銀行防府市内各支店

ハ 西京銀行防府市内各支店

ニ 広島銀行防府市内各支店及びビジネスコンサルセンター

ホ もみじ銀行防府市内各支店

ヘ 萩山口信用金庫防府市内各支店

(申込手続)

第 5 条 融資を受けようとする者は、市長が別に定める防府市振興資金融資申込書を防府商工会議所（以下「会議所」という。）に提出しなければならない

い。

2 融資申込みの時期は、随時とする。

(融資の審査)

第6条 会議所は、融資の適正を期するため、融資審査会（以下「審査会」という。）を設けなければならない。

2 会議所は、審査会の組織及び運営に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(融資の決定)

第7条 融資の決定は、審査会の審査を経て行うものとする。

2 会議所は、前項の審査に必要な資料を作成し、審査会に提出するものとする。

3 会議所は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をするいとまがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず保証協会、市及び取扱金融機関と協議して融資をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

(報告)

第8条 削除

(保証料補給)

第9条 市は、予算の範囲内において保証料を保証協会に対して補給するものとする。

(原資預託等)

第10条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において会議所に対し融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の5倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

2 前項に規定する預託は、前年度の2月末現在の当該資金の融資残高をもとに会議所との協議により定めたいえ預託契約を結び実施するものとし、毎年度3月31日に回収する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (抄)

この要綱は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、昭和 55 年 6 月 5 日から施行する。

2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき

融資の決定をした資金については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和５６年２月２８日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和５６年６月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については，なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和５７年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和５９年４月２日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和６１年６月２日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和６２年４月２０日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年6月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年10月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の防府市中小企業一般資金融資要綱に基づき融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成3年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年９月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年１１月８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成５年１２月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年６月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年８月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成８年１２月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成９年１２月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１３年１０月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年２月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１１月２６日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
- ２ この要綱の施行前に融資の決定をした資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
- ２ この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和３年６月２９日から施行する。
- ２ この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に融資を決定した資金については、なお従前の例による。